

久慈 商工 くじ

発行所
久慈商工会議所

岩手県久慈市十八日町一丁目45番地
TEL 0194(52)1000
FAX 0194(52)1051
http://kujicci-iwate.jp
e-mail:kujji@kujicci-iwate.jp

発行人
久慈商工会議所
会頭 向 正 彰

商工会議所は人と企業と街づくり

平成28年 9月15日
第435号 毎月15日発行

台風10号災害により甚大な被害

8月30日(火)から31日(水)にかけて久慈地域を襲った台風10号の集中豪雨により久慈川、長内川が氾濫するなどして、市街地一帯が床上浸水被害を受けたほか、市内各所で大雨、河川の増水などにより甚大な被害が発生しました。

特にも、堤防を越えた河川の氾濫という、かつて経験したことのない豪雨により、地域一帯が床上浸水し、住宅被害はもとより、事業の根幹をなす商品、設備、資機材、備品、重機、車両などが甚大な損害を被りました。

東日本大震災からの復興に向け、取り組んでいる最中の大災害で、事業者は被害の大きさに、途方に暮れる状況となつています。

当商工会議所会館も床上浸水を受けましたが「台風10号災害特別相談窓口」を設置し、市内事業所の被災調査、火災共済等の被害調査、市内外関係機関等との連絡調整など、初期対応を実施しました。

今後とも、事業継続に向けた、各種支援策等の相談対応、支援策拡充のための要望活動

などに、引き続き取り組んでまいります。



翌朝も水が引けない(中央)



まだ手つかずの久慈川流域



災害ゴミ臨時集積所(市民プール)



泥の掃出し等に追われている



手伝いを行うボランティアの方

東北経済産業局長等に支援策強化の要望

9月2日(金)、被災地調査のため田川和幸東北経済産業局長外が久慈市を訪れ、商工会議所において、向正彰会頭、砂子専務理事が被害状況を説明するとともに早期の支援策を要望しました。

向会頭は、「市街地一帯が被災し、小規模事業所が大半を占める当市の商工業において、壊滅的な被害となつた。事業継続のためにも、低利子融資はもとより、事業再開に要する助成金など支援策を早急に講じてほしい」と要望しました。

また、9月6日(火)、菊池哲郎商工労働観光部長が商工会議所を訪れ、被害の状況の説明と県としての支援策の充実を強く要望しました。

平成28年台風第10号に係る 災害に関する特別相談窓口の 設置について

岩手県信用保証協会では、台風第10号に係る災害によって影響を受けている中小企業者・小規模事業者の皆様からの相談に対応します。

・土日休日対応について(当分の間)
9:00から17:00まで相談対応いたします。

適用市町村

久慈市、普代村、軽米町、野田村、一戸町
担当部署名:二戸支所 ☎0195-23-4115

台風10号災害 特別相談窓口を設置

久慈商工会議所では台風10号災害を受け、支援制度などに係る相談窓口を開設しています。

- ・相談窓口 久慈商工会議所
TEL:52-1000
FAX:52-1051
山形支所
TEL:72-2743
FAX:72-2753
- ・受付時間 午前9時～午後5時
(休日を除く)

大雨等の災害により被害を受けられた方へ

○申告などの期限の延長・納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請することによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

①損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
(イ) 損失を受けた日以後1年以内に納税すべき国税	納期限から1年以内
(ロ) 所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注:(イ)、(ロ)とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

②既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが出来ないと認められる国税	原則として1年以内

○予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税法	予定納税の減額		災害減免法
	災害等を受けた日区分	減額内容	
所得税法	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	(イ) 住宅や家財に受けた損害額がその価格の2分の1以上であること (ロ) その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること
	7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	

詳しくは 久慈税務署 電話:0194-53-4161
又は 久慈商工会議所経営支援課 電話:0194-52-1000
までお問い合わせください。

雇用保険失業給付の特別措置について

- ①ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。
 - ②「災害時における雇用保険の特例措置」があります。
- ・災害救助法の適用地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
 - ・雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象になります。

制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いいたします。

連絡先:ハローワーク久慈(久慈市川崎町2-15)
電話:0194-53-3374 FAX:0194-53-6174

台風10号災害に伴う
各種の支援(融資)制度の概要
(9月10日現在)

知財を活用し、経営課題の解決や経営の革新を実現しませんか!

※知財とは:特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権などの知的財産権です。

すべて無料
出張相談も行います。

知的総合支援アドバイザー
又は委嘱した知的専門家(弁理士)が相談支援を行います。
(相談時間一人当たり45分程度)

平成28・29年度(財)工業所有権情報・研修館請負事業 岩手県知財総合支援窓口

☆地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階
一般社団法人岩手県発明協会(盛岡市北飯岡二丁目4番25号)
TEL.019-634-0684 FAX.019-631-1010
☆専用「相談室」でご相談をお受けします。

まずはお電話を!
019-656-4114
019-636-0256
ナビダイヤル
0570-082100

- ☑ 特許・意匠・商標などの出願手続き支援
- ☑ 特許電子出願の支援
- ☑ 先行技術調査や登録商標調査の支援
- ☑ 知財の海外展開支援
- ☑ 模倣品・侵害対応支援
- ☑ ライセンス契約・技術移転支援
- ☑ 知財を活用した事業化プランの策定など

定期窓口相談 毎週木曜日 13:00~16:00
一般社団法人岩手県発明協会内相談室(要事前予約)

平成28年度久慈地域知的財産権無料相談会の開催のお知らせ

- ◆ 日時:平成28年10月12日(水)、12月14日(水) 時間:13:00~16:00
- ◆ 会場:久慈地区合同庁舎(久慈市八日町1-1) 会議室等については、玄関に表示します。
- ◆ 知的専門家(弁理士)がご相談をお受けします。相談を希望される方は、相談申込書(久慈商工会議所及び県北振興局経営企画部産業振興課に配布)に記載し、直接、岩手県発明協会にFAXするか、お電話またはeメール(chizal6@iwate-hatsumei.org)で井上宛でお申込みください。

議員選任日程、3号議員を決定・選出

第2回常議員会

9月6日(火)、第2回常議員会を開催し、10月31日をもって任期満了となる議員のうち、会員の選挙により選ばれる1号議員33名の選挙日程を別表1のとおり決定しました。

立候補の届出期間は、9月13日(火)から10月6日(木)までとなっており、選挙期日は10月14日(金)で、投票は、商工会館で9時から17時と決定されました。

また、各部会から選出される2号議員については、5部に別表2のとおりそれぞれ

定数が割り当てられ、10月2日(日)までに選任されることとなりました。会頭が常議員会の同意を得て選任する3号議員は、左記のとおり9名が選任されました。

新たに選任された3号議員の方々	
宮城建設 株式会社	竹田 和正氏
株式会社 小山組	小山 茂氏
一沢コンクリート工業 株式会社	一沢 明男氏
有限会社 はたけた	圃田 勝氏
古美術 中新	中野 新一氏
有限会社 宇部煎餅店	宇部 清三郎氏
株式会社 細谷地	細谷地 洋伸氏
有限会社 九戸印刷	晴山 良一氏

部会名	定員
サービズ業部会	3
観光交通業部会	3
建設業部会	4
工業運輸業部会	4
商業部会	4

別表2 ◇2号議員の部会割当数

10月			9月				月日	内容
14日	6日	3日	29日	23日	16日	13日	12日	1号議員の選挙日程
選挙期日	1号議員届出締切日	選挙人名簿確定	選挙人名簿縦覧終了	選挙人名簿縦覧開始	選挙人名簿縦覧公告	1号議員候補者届出開始	選挙期日公告	

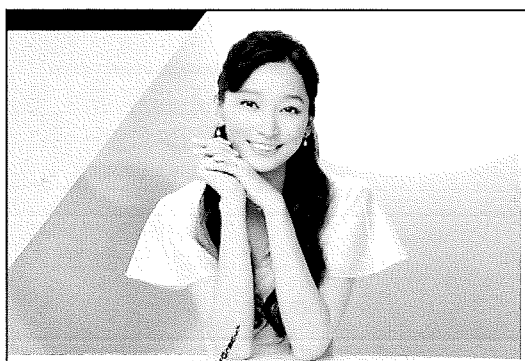
別表1 ◇1号議員の選挙日程

台風10号災害に伴う「り災証明書」の発行について

台風10号により建物が浸水被害等に遭われ、証明が必要な場合には「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は被害調査終了後、被害の程度を判定してからの発行となります。

申請受付期間：平成28年9月12日(月)～9月30日(金)
申請受付時間：午前8時45分から午後5時まで
※土日祝日は午前9時から午後4時まで
※受付期間終了後は税務課窓口で対応します。
受付場所：久慈市役所1階 市民ホール
手数料：無料

申請できる方
・居住又は所有していた建物が被害を受けた方
・使用していた建物が被害を受けた事業者
申請に必要なもの
・印鑑 ・委任状(本人、同居親族以外の方が申請する場合)
・り災証明願 ・本人確認書類
<法人の場合>
・代表印 ・代理人の印鑑 ・委任状(代理人が申請される場合)
・り災証明願 ・代理人の本人確認書類
詳しくは、久慈市役所ホームページをご覧ください。



アキサの 一生保障の 医療保険 プライム120

無解約払いもどし金型終身医療保険(09)
病気・ケガによる入院を一生保障する保険です。
保険料払込期間中の払いもどし金がないため、その分保険料が割安で、一生保障料が変わりません。

●ご検討の際は、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」に契約のしおり約款を必ずご覧ください。
●アキサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共有制度/福祉制度でサポートしています。また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共有制度/福祉制度の活用をご検討ください。

保険をくると変える。 AXA アキサ生命

盛岡北営業所 久慈分室 〒028-0065 久慈市十八日町1-45 久慈商工会議所 TEL0194-52-0214 FAX0194-53-0266

お買い物は地元のお店で

平成28年久慈市台風災害義援金への協力について(お願い)

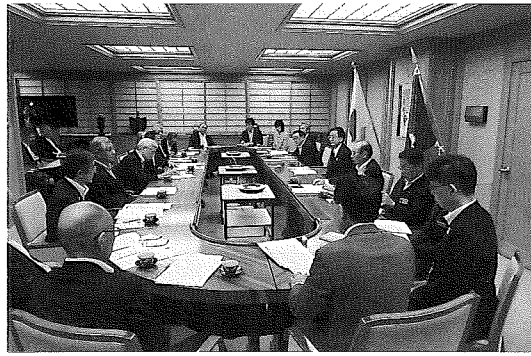
この度の台風10号災害により被災された方々への支援の一環として、久慈市では義援金を募集しています。

商工会議所でも、全面的に協力することを先の常議員会で申し合わせました。

被災された事業所を除く会員の皆様のご協力をお願いします。

受付方法 (口座振り込み)
 金融機関 岩手銀行久慈中央支店
 普通 2096159
 名 義 久慈市台風災害義援金
 久慈市長 遠藤謙一
 受付期間 平成28年9月5日から
 平成29年3月31日まで

※この義援金は、税法上の寄付金控除又は損金として扱われます。



三陸沿岸道路整備促進など 商工会議所連合会が知事要望

8月26日(金)、岩手県商工会議所連合会(会長・谷村邦久盛岡商工会議所会頭)が、産業振興と地域活性化に向け、県知事に要望を行い、向会頭、砂子専務理事が出席しました。

要望は、三陸沿岸道路や久慈港湾口防波堤の整備促進、国道281号線の改良整備、商工会議所への財政支援強化など20項目に及び、知事からは「要望の趣旨を踏まえ取組を進めたい」とコメントがありました。

お詫びと訂正
 7月号3頁の下段の広告、株式会社中才貨物運送の掲載が誤っておりました。
 (誤) TEL 531-2356
 (正) FAX 521-2356
 お詫びして訂正いたします。

台風10号被害金融相談会

本所 (場所：商工会館3階)
信用保証協会・日本政策金融公庫
 (10時～17時)
 10/4(火)、10/11(火)、10/18(火)、10/25(火)
 ※9月20日(火)、9月27日(火)も窓口を設置します

山形支所 (場所：山形総合支所)
日本政策金融公庫
 (10時～16時)
 9/29(木)

マル経資金金利のご案内
 資金金利(年) **1.30%** (9/15現在)

ガタゴンまつりを盛大に開催

8月20日(土)、21日(日)、川井中心街とガタゴン広場で恒例のガタゴン祭りが盛大に行われました。祭りは、中心街での、山形中学校生徒による「よさこいソーラン」、各地区からの「なにやどやら」の流し踊り、手づくり山車やみこしのパレードが行われたほか、ガタゴン広場においては、青年部主催のイベントや、演歌歌手小田代直子ショー、葛巻高校神楽舞、霜畑念仏剣舞などが披露され、会場から大きな拍手が送られました。締めくくりは、懸賞付きなにとやら輪踊りで、夏の山形地区が盛り上がりました。

当日は、夕方、雷雨に見舞われ、一部イベントの中断もありましたが、予定通りの行事が行われました。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai